

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 岩手労働局

- 1 開催日 令和7年2月13日(木)
- 2 委員の氏名及び役職等 委員長 吉原 秋 岩手県立大学盛岡短期大学部准教授
委員 張 敬 典 公認会計士
委員 菊池 尚 弁護士
- 3 審査対象期間 令和6年7月1日～令和6年12月31日契約締結分
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|---------------------|-----------|
| ・審査対象件数 | <u>3件</u> |
| ・審議件数 | <u>0件</u> |
| うち、低入札価格調査の対象となったもの | <u>0件</u> |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|---------|-----------|
| ・審査対象件数 | <u>0件</u> |
| ・審議件数 | <u>0件</u> |
- (2) 物品・役務等
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|----------------------------------|-----------|
| ・審査対象件数 | <u>5件</u> |
| ・審議件数 | <u>5件</u> |
| うち、契約金額が500万以上のもの | <u>3件</u> |
| うち、参加者が一者しかいないもの | <u>2件</u> |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの | <u>0件</u> |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | <u>0件</u> |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| ・審査対象件数 | <u>0件</u> |
| ・審議件数 | <u>0件</u> |
| うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの | <u>0件</u> |
| うち、企画競争又は公募をしたが参加者(応募者)が一者しかいないもの | <u>0件</u> |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの | <u>0件</u> |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | <u>0件</u> |
- 5 審議案件の抽出方法
- 令和6年7月1日～令和6年12月31日の審査対象期間に契約したすべての審査対象案件(公共工事の競争入札によるもの3件、物品・役務等の競争入札によるもの5件)から、岩手労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条に基づき審議案件を抽出した。
- 6 審議結果
- 不適切等と判断した件数 0件
- 結果内容及び措置状況
- 所見なし

別紙様式1

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間 令和6年7月1日～令和6年12月31日

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の 別(総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達監視委員会 審議結果状況 (所見)
1 水沢公共職業安定所「変圧器及び カットアウト更新業務」及び「高圧気中 開閉器更新業務」	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15 号	令和6年10月11日	岡田電気株式会社 岩手県盛岡市仙北二丁目14番23号	6400001000390	一般競争入札	5,462,444	2,970,000	54.4%	応札者数 3者		
2 大船渡合同庁舎ブロック塀改修工事	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15 号	令和6年11月12日	株式会社明和土木 岩手県大船渡市大船渡町字上山14 番地3	4402701000226	一般競争入札	4,063,966	3,300,000	81.2%	応札者数 2者		
3 盛岡公共職業安定所電話設備更新 工事	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15 号	令和6年12月2日	株式会社二富電機 岩手県盛岡市山岸字名乗16番地	8400001001247	一般競争入札	9,116,873	7,315,000	80.2%	応札者数 1者		

※備考欄には、以下に①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。

②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。

③競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)

④新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。

⑤委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

⑥他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(●●●※単価額)」

別紙様式2

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 令和6年7月1日～令和6年12月31日

公共工事の名称、場所、機関及び種別	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達監視委員会 審議結果状況 (所見)
該当なし												

※備考欄には、以下に①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(◎●※単価額)」

別紙様式3

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間 令和6年7月1日～令和6年12月31日

	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等 の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達監視委員会 審議結果状況 (所見)
1	令和6～10年度岩手労働局管内2官署の業務用自動車リース契約	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年7月11日	株式会社トヨタレンタリース岩手 岩手県盛岡市名須川町9番5号	3400001001169	一般競争入札 (総合評価落札方式)	6,248,778	5,519,360	88.3%	役務(賃貸借) 応札者数1者	審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
2	「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」ほか印刷物10点の作成	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年8月6日	秋田活版印刷株式会社 秋田県秋田市寺内字三千刈110番地の1	3410001000260	一般競争入札	6,509,199	5,256,724	80.8%	役務(印刷) 応札者数3者	審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
3	令和6～10年度水沢公共職業安定所の業務用自動車リース業務一式	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年9月3日	株式会社トヨタレンタリース岩手 岩手県盛岡市名須川町9番5号	3400001001169	一般競争入札 (総合評価落札方式)	3,111,751	2,479,400	79.7%	役務(賃貸借) 応札者数1者	審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
4	令和6～8年度岩手労働局管内ハローワークの業務のオンライン化に伴う物品賃貸借契約	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年9月19日	株式会社リードコナン 岩手県盛岡市下太田沢田68-40	2400001001748	一般競争入札	14,498,910	11,847,660	81.7%	役務(賃貸借) 応札者数1者	審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
5	ハローワークにおけるオンライン失業認定及びオンライン職業相談用タブレットPC端末へのアプリケーションソフトのライセンス契約及びインストール作業	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年9月19日	株式会社リードコナン 岩手県盛岡市下太田沢田68-40	2400001001748	一般競争入札	2,221,150	2,210,340	99.5%	物品購入 応札者数1者	審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
6												
7												
8												
9												

※備考欄には、以下に①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。

②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。

③競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと)。

④新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。

⑤委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

⑥他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(●●●●※単価額)」

令和6年度 第2回 岩手労働局公共調達監視委員会審議議事録（概要）

- 1 開催日時 令和7年2月13日（木）14：00 ～ 15：00
- 2 開催場所 岩手労働局 6階会議室
- 3 委員 委員長 吉原 秋 岩手県立大学盛岡短期大学部准教授
委員 張 敬典 公認会計士
委員 菊池 尚 弁護士
- 4 審議対象期間 令和6年7月1日から令和6年12月31日までの間に契約を締結した競争入札及び随意契約案件
- 5 審議対象件数 8件
内訳) 競争入札による公共工事 . . . 3件
随意契約による公共工事 . . . 0件
競争入札による物品・役務等 . . . 5件
随意契約による物品・役務等 . . . 0件
- 6 抽出状況 岩手労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条に基づき対象案件を抽出した。
- 7 委員からの意見・質問に対する回答等

様式3 競争入札によるもの（物品・役務等）

整理番号第1号及び第3号

「令和6～10年度岩手労働局管内2官署の業務用自動車リース契約」及び「令和6～10年度水沢公共職業安定所の業務用自動車リース業務一式」

（委員）

競争1について、当初はヤリスが納車期間不足でアクアになりましたが、トヨタ車に限定しているわけではないのですか。

（回答）

そういうわけではないです。

（委員）

環境性能のところである程度、条件を定めていたとかするものですか。

(回答)

総合評価であるので、環境性能の低い車種で応札してもいいですが、結局、評価点が低くなってしまいます。当局で公告しているのはハイブリット自動車か電気自動車等で環境性能部分を求めています。

(委員)

今回、契約書の様式が合わなかったというところが、今後競争関係を高めていく上では検討となり得ると思われます。納期が間に合わず断念していたが、納期の期間を十分に確保することによって、初めて契約書の様式が課題となったと思います。今後、納期までの時間が十分にあれば応札に応じてもらえそうなものではないでしょうか。

(回答)

可能性はなくはないものと思われます。

(委員)

競争3について、予算が確保できたためもう1台リース契約ができたということですが、リースの必要性についての要望はあったのだけれど、今までは予算が無くてできなかったのか、予算が確保されたのもう1台リース契約することにしたのか、そのあたりの事情というのはどのようになっていたのでしょうか。

(回答)

当局におきましては、購入から20年以上経過している車種が5台以上あり、強く更新を要望しておりますが、今回はようやく1台のリース契約が認められたのみです。先のリース契約の更新が到来してしまい予算が投入されることとなり、早期のリース契約に向けた予算措置を強く要望しているところです。

(委員)

リース契約の業態であります。民間事業者であれば業務用車をリース契約としていた業態が多く存在します。業務用車をリース契約している業者ではあります。結局、契約が面倒であるので応札を控えているということではないでしょうか。

(回答)

その辺りは分かりかねますが、面倒な条件は提示しているわけではありません。しかしながら、民間事業者よりは面倒と感じられます。その理由として後払いであることや仕様が合わないということもあります。例えば、当局としては1000～1500ccクラスを求めています。車体が大きいとか排気量が大きい車種しか取り扱っていないという理由があったりします。当局では、あまり難しい仕様としているわけではないと認識しております。

(委員)

一般的な営業車をお願いしているのと変わらないということですか。

(回答)

変わらないという認識です。

(委員)

業者が面倒と思っていること、例えば契約書について、法律や政令上盛り込まなければならない項目があって、岩手局として工夫する余地はなく、必ず記載することが決められているものということでしょうか。

(回答)

そのとおりです。

(委員)

たぶん、みなさんが気にしているのは、契約書の様式が例えば行政庁特有のもので、古い様式のまま使われているようであるので、改善の余地があるのかどうかということだと思います。すでにある程度更新されているものであれば、すべての民間事業者に対応する、特定の民間事業者に合わせることはできませんので、むしろ行政庁としては共通の様式ということにならざるを得ないと思われまます。ずっと古い様式を使用してきたということではないですね。

(回答)

そういうことではないです。例えば、厚労省の規則に反する行為があったとか、談合の不正行為に加担したものは応札ができない等々、中身を見れば一般的な事業者であれば守られているようなものであります。

(委員)

法令遵守等必要な基準であるということですね。

(回答)

そのとおりです。

整理番号第2号

『雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり』ほか印刷物10点の作成」

(委員)

今回3者応札されていますが、これ以外にも声掛けしたところはありませんか。

3者というのは、印刷会社の総数と比し少ない印象ですが、今までも声掛けしてきた業者でしょうか。

(回答)

そのとおりです。現契約者や過去に落札したことのある業者で対応可能と思われるところに声掛けしております。以前は10者くらい応札していたが、徐々に減少し、近年では3～4者に固定化されつつあり、毎年応札される業者に対し声掛けしております。

(委員)

現状、過去に落札したことのある業者だけに声掛けしていると思いますが、それが要因で応札業者が固定化されていると思ったところです。

(委員)

著作権についてですが、声掛けした場合に、このことについて何らかの説明はするのですか。

(回答)

今回の仕様書に初めて明記したもので、次年度の応札時からとなります。

(委員)

次回からということであれば、業者には分かりやすく説明していただきたいというところでお願いします。

(回答)

分かりました。

整理番号第4号

「令和6～8年度岩手労働局管内ハローワークの業務のオンライン化に伴う物品賃貸借契約」

(委員)

今回の案件につきましては、調達するまでの時間が無かったという説明ですが、調達しなければならぬという話が出たのは結構前だったのでしょうか。

(回答)

契約担当として話を聞いたのは、漠然とした内容ではありましたが、昨年4月になってからです。

(委員)

実際、契約手続きとして動き出すまでに時間がかかり調達までに短期間となってしまったということですか。

(回答)

当初、購入契約として手続きを進めていましたが、最終的にリース契約となりましたので非常に困惑したところです。

(委員)

今回は混乱したようですが、次回からは落ち着いて契約手続きができると思われます。今回のような案件は、地元に限らず他地域からでも応札は可能ということでしょうか。

(回答)

どの地域からでも応札は可能です。

(委員)

今回は入札が他地域とも重複したことや、調達までに短期間であるとかが要因で混乱したところもあると思いますが、次回同様の案件となった場合は、このような混乱は無いだろうということですね。

(委員)

当初、購入契約がリース契約となったのはどういう経緯、背景だったのでしょうか。

(回答)

厚労省からの説明では、当初購入契約でもリース契約でもどちらでも可能とのことでありましたので、岩手局としては購入契約として手続きを進めることとしました。しかしながら、途中からリース契約で契約手続きを進めるよう厚労省の方針が変更となったためそうせざるを得ませんでした。

(委員)

契約の終了は令和9年3月ですね。購入契約であれば、令和9年度以降も使用できると思いました。

(回答)

そう思って岩手局として購入契約として進めようと思ったところでした。しかしながら、その後購入台数やスペックが変更していき、最終的にリース契約が割安という判断となったのかと思われます。

整理番号第5号

「ハローワークにおけるオンライン失業認定及びオンライン職業相談用タブレットPC端末へのアプリケーションソフトのライセンス契約及びインストール作業」

(委員)

競争4に係るハードソフトに対するインストール作業と認識しますが、これは業者は別々でもよろしいのでしょうか。

(回答)

別々でも良いように、各ハローワークへ納品する前に労働局に納品してもらいインストール作業を行うか落札業者の社内で行うことを想定しました。そのためスケジュールについても複雑となってしまいました。

(委員)

次回のライセンス契約は1年後、同様の契約調達となるのでしょうか。

(回答)

今後のインストール作業は各ハローワークでインターネット上で行えるものと考えております。あとはライセンスの更新のみであろうと思っています。

(委員)

さきほどの説明ですと、アプリケーションの見直しがあるかもしれないとのことだったので、必ずしもバージョンアップでは済まないかもしれないということですね。

(回答)

バージョンアップでは済まないかもしれません。

(委員)

機器のリースとインストール作業は、同一の業者の方が安価で済むというものでしょうか。

(回答)

おそらく、機器のやりとりが無い分安価で済むと思いますが、リース契約となるとどうしてもアプリケーションソフトのリースはできないということで分割せざるを得なかったところでは。

(委員)

アプリケーションソフトがインストールされたタブレットを配付するというので、1つの契約手続き上、機器のリース契約かつインストール作業という複数の契約手続きはできなかつたものでしょうか。

(回答)

タブレットの3年間リース契約とアプリケーションソフトはどうしても1年版しかなく、調達も短期間であったため分けざるを得ないものと判断し契約手続きを進めました。進め方はいろいろあったと思いますが、これについては次回の課題だと思っております。

その他の案件については、特段の意見なし。

8 取りまとめ

不適切な点、改善すべき点はない。

9 その他

特になし。

以 上